



蓮華升麻(レンゲショウマ) photo by 花鳥様

花が蓮に、葉がサラシナショウマ(晒菜升麻)に似ているので、レンゲショウマ(蓮華升麻)の名がつけられたそうです。

## ひとり親控除、寡婦(夫)控除の見直しは 令和2年分の年末調整から

令和2年度税制改正により、未婚のひとり親と、婚姻歴のあるひとり親との間にある税制上の格差が解消され、また、寡婦(夫)控除における男女差が見直されました。ひとり親であれば、未婚・離婚・死別、性別にかかわらず、「ひとり親控除」が適用されます。この改正は、令和2年分以後の年末調整および確定申告において適用されます。また、月々の源泉徴収においては、令和3年1月1日以後に支払うべき給与等および公的年金等について適用されます。個人住民税については、令和3年度分以後について適用されます。

### ◆改正の概要

#### ①未婚のひとり親に対する税制上の措置

イ居住者がひとり親(現に婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。)である場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から35万円(住民税は30万円)を控除することとされました。

- a その者と生計を一にする一定の子を有すること。
- b 合計所得金額が500万円以下であること。
- c その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。

ロ上記イのひとり親控除は、給与等および公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとされました。

#### ②寡婦(夫)控除の見直し

寡婦の要件について次の見直しを行った上で、寡婦(夫)控除をひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組することとされました(控除額は所得税27万円、住民税26万円)。

イ扶養親族を有する寡婦についても、上記①イbの要件が追加されました。

ロ上記①イcの要件が追加されました。

また、寡婦控除の特例(いわゆる「特別の寡婦」に該当する場合の寡婦控除の特別加算)を廃止することとされました。

### ◆改正後の「寡婦」

「寡婦」とは、次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいいます。

#### ① 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

- イ扶養親族を有すること。
- ロ合計所得金額が500万円以下であること。
- ハその者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

#### ② 夫と死別した後婚姻をしていない者または夫の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

- イ合計所得金額が500万円以下であること。
- ロその者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

### 編集後記

2020年もいよいよ下半期に入りました。世界中がコロナウイルスと格闘していた上半期、このところまた感染者が増加し始めているため、先々の不安がなかなか払拭できませんが、下半期は、終息の兆しが少しでも垣間見えてほしいものです。

さて、表紙の写真、今回は花鳥様の素敵な作品を使わせていただきました。レンゲショウマは、園芸分類上、山野草となっていますが、家庭での栽培も可能のようです。野生のものは深山のやや湿った林床に多く見られるようなので、そこに近い環境を整えてあげる(日当たりを避ける等)ことが必要です。少し手がかかるかもしれませんが、STAYHOME中に園芸を始めた方は栽培にチャレンジしてみたいでしょうか。無事に花が咲くよう、慈しみ育てる過程が、心の平穏と小さな喜びの積み重ねをもたらしてくれると思います。

## TOPICS 年金制度改正法が成立しました!

年金制度改正法(年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律)が5月29日、第201回通常国会において成立しました。この改正は、人手不足の進行や健康寿命の延伸、高齢者や女性の就業促進といった今後の社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図ることを目的としています。主な改正内容を紹介いたします。

### ◆被用者保険の適用拡大:2022年10月〜

短時間労働者(週の労働時間が通常の労働者の3/4以上)を厚生年金保険、健康保険の被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件が段階的に引き下げられます(現在は500人超→2022年10月100人超→2024年10月50人超)。

### ◆在職中の年金受給の在り方の見直し:2022年4月施行

①在職中の老齢厚生年金受給者65歳以上の方については、在職中であっても年金額の改定を毎年定時に行うようになります。現状、老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時(退職時・70歳到達時)に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定していますが、退職を待たずに早期に年金額に反映します。

②60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円に引き上げます。

### ◆受給開始時期の選択枝の拡大:2022年4月施行

現在、60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択枝を、60歳から75歳の間拡大します。

### ◆確定拠出年金の加入可能要件の見直し等:2022年4月施行

①確定拠出年金(DC)の加入可能年齢の引上げ

- ・企業型DC:現行65歳未満→厚生年金被保険者(70歳未満)に改正
- ・個人型DC(iDeCo):現行、国民年金被保険者の資格を有し、かつ60歳未満→国民年金被保険者に改正

②確定拠出年金(DC)の受給開始時期の選択枝の拡大  
現行は60歳から70歳の間で各個人において受給開始時期を選択できますが、公的年金の受給開始時期の選択枝の拡大に合わせて上限年齢を75歳に引き上げます。

◆その他の改正  
国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え(2022年4月)、未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加(2021年4月)、短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(2021年4月)などが予定されています。

## Harmony通信 2020.07

#発行:2020年7月10日

#編集・構成:合同会社Melody



Harmony司法書士行政書士事務所

Harmony社会保険労務士事務所

合同会社Harmony

住所:〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38

クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

URL: <https://melody-office.com/>

mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)

